令和7年度桐生高等技能専門校事業計画書

- 1 事業の名称 認定職業訓練
- 2 開始年月日 令和7年4月8日
- 3 終了年月日 令和8年3月31日
- 4 事業の概要

企業の発展を目的として、職業人として有意な技能者の養成と、その社会的経済的地位の 向上を図るため、認定職業訓練を実施する。

普通訓練の木造建築科については、これに係る高度な知識及び技能の習得訓練を桐生市職 業訓練センター及び各事業所で実施し、建築大工2級技能士の資格取得をめざす。

5 補助金を必要とする理由

令和7年度桐生高等技能専門校の予算は、別紙収支予算のとおり、総額5,670千円を 計上し、この収入のうち約47%が協会会費・訓練生月謝等、残り約53%が公費を含めた 補助金・助成金となっている。

訓練生の減少による協会会費及び訓練生月謝収入が減少しており、これを補う桐生市事業内職業訓練事業(職業訓練事業補助金)は、貴重な運営財源であり、本年度も補助金の交付をお願いします。

科名	訓練人員
木造建築科 (普通課程3年制)	5人(1年生1人、2年生1人、3年生3人)
建築製図科(専修訓練課程1年制)	0 人
合 計	5 人

6 実施の方法

(1) 木造建築科1年

建築施工系の実技基礎として、差し矩の使い方及び墨差しの仕方、大工道具の知識、仕口及び継手等を学び、学科では構造材・造作材の知識及び木材調達の仕方、勾配の知識、軸組みなどの知識を学習。

(2) 木造建築科2年

建築施工系の実技応用として、四方転びや六角隅の制作により、各種継手等1年の学習を総合し、規矩術(差し矩を用いた伝統技術)を学び、学科では、建築概論及び建築設備の基礎知識、測量、構造力学、安全衛生の知識等を学習。

(3) 木造建築科3年

建築施工系の実技応用2として、規矩術の応用を学び、回り階段等の制作を通し、その 技術を高め、学科では、発展的木造建築施工法及び仕様積算の仕方等を学習。

- (4) 建築製図科1年 実施無し
- (5) 事業所における訓練

事業所における養成訓練は、実技を主体に職業訓練指導員の指導のもとに1日6時間を標準に分散訓練を実施。

(6) 短 期 訓 練 実施なし